

平成 28 年 5 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q 「5千円で排水管清掃をしないか」と業者が突然訪問してきた。やった方がいいと思い依頼した。洗浄当日「洗浄したら排水管が壊れてしまう。洗浄するより取り換えた方がいい。」と言われ、高額な契約をしてしまった。解約したい。

A 上記のように清掃などの作業当日になって別の工事を勧誘し、高額な契約を結ばせるトラブルが発生しています。

工事等内容が専門的なものが多く、消費者にとって本当に必要な契約かどうかその場では分からないことがほとんどです。急いで契約せず家族や周囲の人に相談しましょう。そのうえで工事を希望する場合は複数の業者から見積もりをとり、比較検討しましょう。

訪問販売で契約した場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできる可能性があります。疑問や不安がある場合、まずは消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５